

議案第65号

朝来市生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定について
朝来市生涯学習センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。
令和8年8月27日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

朝来市生涯学習センターの建替えに伴い朝来市生涯学習センターに係る研修室の使用料を定めるため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

朝来市生涯学習センター条例（平成29年朝来市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
<u>（事業）</u> <u>第 3 条 センターは、次に掲げる事業を行う。</u> <u>（1）生涯学習に関する機会及び場所の提供並びに活動の支援に関すること。</u> <u>（2）スポーツ振興に関すること。</u> <u>（3）社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条に規定する事業に関すること。</u> <u>（4）前 3 号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な事業</u> <u>第 4 条～第 6 条 （略）</u> <u>（利用の制限）</u> <u>第 7 条 市長は、次のいずれかに該当する者があるときは、利用を拒否し、又は退去を命ずることができる。</u> <u>（1）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者</u> <u>（2）センターの施設、附属設備若しくは備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある者</u> <u>（3）前 2 号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められる者</u>	<u>第 3 条～第 5 条 （略）</u> <u>（利用許可の制限）</u> <u>第 6 条 市長は、管理上必要があると認めるときは、前条の許可について利用の制限その他必要な条件を付することができる。</u> <u>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。</u> <u>（1）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</u> <u>（2）センターの施設又は設備等を損傷するおそれがあるとき。</u> <u>（3）前 2 号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。</u>

(使用料)

第8条 (略)

(使用料の不返還)

第9条 (略)

(使用料の減免)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(利用許可の取消し等)

第11条 市長は、利用者が次のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定により、利用者に損失が生じることがあっても、市は、その補償の責めを負わない。

(特別な設備)

第12条 (略)

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、センターの利用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第11条第1項の規定により利用の許

(使用料)

第7条 (略)

(使用料の返還)

第8条 (略)

(使用料の減免)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する目的でセンターを利用するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 社会教育関係団体の活動に關すること。

(2) 市民の社会教育活動及び学習活動に關すること。

(3) 市民の集会その他公共的利用に關すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用の許可を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは制限することができる。

(1)～(3) (略)

(特別な設備)

第11条 (略)

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、センターの利用を終わったとき、又は前条の規定により特別の設備をしたときは、利用後直ちに、原状に回復し

可が取り消され、又は利用の中止を命ぜられたときも、同様とする。

2 (略)
(損害の賠償等)

第14条 故意又は過失によりセンターの施設、附属設備若しくは備品等を損傷し、又は滅失した者は、原状の回復ができないときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第15条 (略)

別表 (第8条関係)

区分		午前	午後	夜間
		9:00～ 12:30	12:30～ 17:30	17:30～ 22:00
朝来市生野 生涯学習セ ンター	第1研修室	<u>1,100円</u>	<u>1,300円</u>	<u>1,500円</u>
	第2研修室	<u>900円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,500円</u>
	第3研修室	<u>600円</u>	<u>800円</u>	<u>1,200円</u>
(略)				

(略)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

なければならない。第10条の規定により利用許可を取り消され、又は利用を中止させられたときも、同様とする。

2 (略)
(損害賠償)

第13条 故意又は過失によりセンターの施設、附属設備又は備品等を損傷し、又は滅失した者は、原状の回復ができないときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第14条 (略)

別表 (第7条関係)

区分		午前	午後	夜間
		9:00～ 12:30	12:30～ 17:30	17:30～ 22:00
朝来市生野 生涯学習セ ンター	第1研修室	<u>1,200円</u>	<u>1,500円</u>	<u>1,700円</u>
	第2研修室	<u>800円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,200円</u>
(略)				

(略)